

回覧												

# 垂水市農林技術協会だより

第6号：令和5年9月1日発行

発行・事務局：垂水市農林課

問合せ先：32-1224（直通）

## ● 内容

- ・鳥害防止用爆音機（ガス鉄砲）の使用について
- ・9月と10月は「鳥獣被害防止運動強化期間」
- ・行政財産使用許可申請について
- ・垂水市有害鳥獣被害防止施設等資材購入費補助金
- ・見直そう！農業機械作業の安全対策
- ・サツマイモ基腐病対策のポイント<9月から10月の管理作業>
- ・病害虫に関する注意喚起！
- ・荒廃農地（遊休農地）を無くしましょう！
- ・堆肥は適正に管理しましょう
- ・農薬危害防止について
- ・園芸施設共済で自然災害に備えましょう

農林技術協会だよりは市のホームページでも掲載しています



## 鳥害防止用爆音機（ガス鉄砲）の使用について

農作物が実る時期になり、畑や水田の周りではスズメやカラスなどによる農作物被害防止のため使用される爆音器が目立つようになります。爆音機の爆発音については、例年、周辺住民との間でトラブルになるケースが多く、騒音苦情が寄せられています。

爆音機を使用する際は次のことに気をつけてご使用ください。

- ・周辺の住民、耕作者に使用する旨を伝える。
- ・早朝及び夜間には、使用しないこと。

**※日没時後1時間から日の出時前1時間までは使用しない。**

- ・最小限必要とする期間に使用する。
- ・音量は必要最小限にする。
- ・地形や周辺環境を考慮して音の出す方向を調整する。
- ・爆音機に代わる防鳥網などの使用を推進すること。



## 9月と10月は「鳥獣被害防止運動強化期間」

鳥獣の餌付けを知らず知らずのうちにしていませんか？

「地域ぐるみで鳥獣を寄せ付けない」取り組みを実践しましょう！

特に、被害防止には、秋から冬の「えさ場」をなくして  
鳥獣を「寄せつけない」ことがポイントです。



### 1 農地や集落内の「イノシシ・サルのえさ場」をなくしましょう！

▼放任果樹は剪定するか撤去（伐採）する

▼畦畔や法面の雑草を除草する



その他に…

- ・収穫残さを放置しない
- ・水田では、稲刈り後の株から伸びる稲穂（ひこばえ）などを除去する
- ・稲刈り後も電気柵は撤去せず、電気を流し農地への侵入を防止する

鳥獣が、えさ場として認識すると、翌春の植付後から被害が拡大します

### 2 農地周辺や集落内の「イノシシ・サルの隠れ場所」をなくしましょう！

- ・地域内の住処や隠れ場所をなくす（荒廃農地、茂み、ヤブ等の解消）
- ・地域内の見通しをよくする（緩衝帯の設置、枝打ち等）

## 行政財産使用許可申請について

行政財産の一部又は全部を使用したい場合は、市財産管理規則に基づいて**行政財産の使用許可の手続き**を行っていただき、**許可を受ける**必要があります。

行政財産とは…その用途又は目的を限定した土地及び施設で、緑地公園や市営住宅  
公衆用道路（集落道や農道、林道）などがあります。

### 必要な書類

- ・行政財産使用許可申請書（市ホームページよりダウンロードできます。）

（添付書類）

位置図、平面図、断面図、使用箇所の現況写真等

### 申請先

使用料・占用料が発生する場合や減免の対象要件がありますので、詳しくは各施設の管理課（不明な場合は土木課）までお問合せください。

許可に標準で1週間程度かかりますので、余裕を持って申請してください。

# 垂水市有害鳥獣被害防止施設等資材購入費補助金

有害鳥獣による農畜作物及び市民に対する被害を防止するため、有害鳥獣被害防止施設等（電気柵、メッシュ柵、金網、防鳥網等）を設置する方へ対し、必要な資材購入費用について助成します。

## ◆ 補助内容

補助対象者	補助率	上限額	
法人	1/2以内	10万円	
認定農業者	1/2以内	5万円	（複合柵の場合7万円）
認定新規就農者 （これに準ずる者）	1/2以内	5万円	（複合柵の場合7万円）
その他農業者	1/2以内	3万円	（複合柵の場合5万円）

※複合柵（メッシュ柵+電気柵を3段以上）

## ◆ 対象要件 ……詳しくはご相談ください

「市税の滞納がないこと」、「耕作面積10a以上かつ売上50万円以上」、「自己所有地又は利用権設定等の手続済みの農地に設置すること」 など

## ◆ 必要書類 「確定申告書」・「領収書」・「設置状況写真」 など

申請は、農林課 振興係 32-1224 にご相談ください。

# 見直そう！農業機械作業の安全対策

農繁期となる9月から10月までを「秋の農作業事故ゼロ運動」の実施期間と定め、農作業事故の未然防止と安全対策の周知徹底を図っています。以下の啓発事項を励行し、農作業事故防止に努めましょう。

- ① トラクターに安全フレームを装着し、運転時にはシートベルト、ヘルメットの着用を徹底しましょう。
- ② トラクターに作業機を装着して公道を走行する際は、灯火器を設置して、安全運転を心がけましょう。
- ③ トラクターが走行するために十分な道幅を確保しましょう。
- ④ 機械の詰まりを取り除く際は、機械の動作停止を確認してから取り除きましょう。
- ⑤ 農業機械の定期的な点検・整備を行い、整備不良による事故を防ぎましょう。
- ⑥ こまめに休憩・水分補給を行い、熱中症に気を付けましょう。



# サツマイモ基腐病対策のポイント ＜9月から10月までの管理作業＞

収穫したほ場については、次期作対策として残さ処理を徹底しましょう。

**【残さ対策】 基腐病菌は収穫残さで越冬するので残さ処理が重要！**

◎収穫後の残さは、ほ場の外に持ち出しましょう。

やむを得ず持ち出せなかった残さは、収穫直後の地温が高い時期にロータリーで複数回耕うんして細かくし、土壌中の微生物による分解を進めましょう。

令和6年産の健全苗を確保するため、準備をしましょう！！

1 【育苗床の準備】 必ず殺菌効果のある土壌消毒剤で消毒を行う！

2 【種いもの準備】 貯蔵前処理と貯蔵中の温度管理が重要！

①種いものは、病気の発生していない種いも生産専用ほ場から採取しましょう。

②貯蔵中の腐敗を防止するため、貯蔵前処理を必ず行いましょう。

## 病害虫に関する注意喚起！

- ① チャバネアオカメムシ発生が餌植物（ヒノキ球果）上で平年よりやや多く、球果からの離脱の目安となっている球果の口針鞘も急増しています。また、予察灯への誘殺虫数が増加している地域もあり、こうした地域では果樹園への飛来が懸念されますので、注意してください。



- ② クビアカツヤカミキリやツヤハダゴマダラカミキリ等の外来カミキリムシ類が公園、学校、街路、農地、森林等の樹木を加害し、樹木の枯死、落枝、倒木等による人的被害や農業被害、自然景観や生態系への悪影響を引き起こすことが懸念されます。国内での発見が相次いで報告されていることから、今後も被害の拡大可能性があることから、発見された方がいらっしゃいましたら速やかに本市農林課にご連絡くださいますようお願いいたします。

### 【クビアカツヤカミキリ】



【主な寄生先】 モモやサクラ

### 【被害の様子】



### 【ツヤハダゴマダラカミキリ】



【主な寄生先】 カツラやヤナギ類

# 荒廃農地（遊休農地）を無くしましょう！

荒廃農地は、農業生産に欠かせない農地の減少のほか、以下のような問題を誘発させる原因になります。また、担い手農家への農地集積の阻害要因にもなります。市では、県や関係団体等と連携しながら、国の制度や事業を活用した荒廃農地の発生防止・解消の取組を支援しています。まずは、ご相談ください。

病虫害の発生



野生鳥獣のひそみ場



水路への悪影響



景観の悪化



不法投棄の誘発



## ●遊休農地の発生防止及び解消のための事業等

- ・垂水市荒廃農地再生促進事業
- ・水土里サークル活動や中山間地域直接支払交付金による解消等

注）実施にあたっては、事業ごとに要件等があります。詳しくは、農林課（32-1224）へお問い合わせください。

## ◎『相続登記の徹底』と『所有者不明農地の貸借等』について

農地の所有者が亡くなった際、相続登記をせずにそのままにしておくと、その農地は相続人全体の共有となります。その後、相続が繰り返されるたびに共有者が増え、相続登記が困難な所有者不明農地（相続未登記農地）となるため、**相続登記を徹底しましょう。**《令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます。》

詳しくは、鹿児島地方法務局 鹿屋支局(0994-43-6790)へお問合せください。

# 堆肥は適正に管理しましょう

堆肥について、ほ場での放置など、苦情が多くなっています。適正な保管、管理をお願いします。

- ① 堆肥を入れる前に搬入者と調整し、受入後はすぐにすき込むようにしましょう。
- ② すぐに使う分以上に堆肥を受け入れる場合は、ストックヤード（堆肥舎）内で適正に保管しましょう。
- ③ やむを得ず堆肥舎外で保管する場合は、**上下を防水シート等で覆い、堆肥舎と同様に液汁等による河川等への流入を発生させないようにしてください。**また、防水シートは適切に管理し、風で飛ばされないようにしっかりと固定してください。

# 農薬危害防止について

農薬の使用に伴う事故・被害を防止するため、農薬は正しく使用しましょう。

ほ場周辺の宅地や学校、公園、畜舎、養蜂、魚介類などに危害を及ぼさないように、また、**河川を汚染しないように**十分注意しましょう。

周囲の状況を踏まえて  
使う農薬や使い方を考えよう！



# 園芸施設共済で自然災害に備えましょう

もしもの時にハウスの再建をサポートします

## 園芸施設共済



近年、台風をはじめ大規模な自然災害が多発しています。  
大切なハウスを守るために園芸施設共済に加入し、予期せぬ自然災害に備えましょう。

NOSAIの園芸施設共済は、全国で73.8%の園芸施設農家の方にご加入いただいております。（NOSAI調べ）

### 園芸施設共済のここがおすすめ！

#### おすすめポイント1

◎掛金の半分を国が負担  
※一部対象外の部分があります

#### おすすめポイント2

◎小さな損害も補償  
特約を付することで1万円を超える損害から補償

#### おすすめポイント3

◎新築時の価格まで補償  
特約を付することでハウス本体は最大で新築時まで補償可能

#### おすすめポイント4

◎危険段階別掛金率を適用  
加入者ごとに過去の被害率により掛金が設定されます

掛金をなるべく安くしたい、補償を充実させたい等、  
様々なプランを作成します。

まずはお見積りをしてみませんか？

お問い合わせ



鹿児島県農業共済組合  
肝属支所北部事務所

〒893-0037 鹿屋市田崎町116  
TEL：0994-43-3293

制度の詳細い内容  
については→

